

議員提出議案第2号

川崎市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成21年2月18日

川崎市議会議長 楠木茂哉 様

提出者	川崎市議会議員	大島	明
	〃	東	正則
	〃	嶋崎	嘉夫
	〃	廣田	健一
	〃	松原	成文
	〃	潮田	智信
	〃	粕谷	葉子
	〃	西	讓治
	〃	小林	貴美子
	〃	岩崎	善幸
	〃	後藤	晶一
	〃	竹間	幸一
	〃	佐野	仁昭

## 川崎市議会会議規則の一部を改正する規則

川崎市議会会議規則（昭和31年川崎市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第15章 議員の派遣（第124条）

第16章 補則（第125条）」

を

「第15章 協議又は調整を行うための場（第124条）

第16章 議員の派遣（第125条）

第17章 補則（第126条）」

に改める。

第13条に次の1項を加える。

- 2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

第18条に次の1項を加える。

- 3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

第36条第2項中「又は」の次に「第1項における」を加え、同項を第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要があると認めるときは、議会の議決で、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は常任委員会又は特別委員会に付託することができる。

第16章中第125条を第126条とし、同章を第17章とする。

第15章中第124条を第125条とし、同章を第16章とし、第14章の次に次の1章を加える。

第15章 協議又は調整を行うための場

（協議又は調整を行うための場）

第124条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

- 2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。
- 3 前項の規定により、協議等の場を臨時に設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。

4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第124条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
全員協議会	市政に係る重要事項に関し協議し、意見の取りまとめを行うこと。	全議員	議長
全員説明会	市政に係る重要事項に関し協議を行うこと。	全議員	議長
正副委員長会議	委員会運営上の共通事項及び課題に関し協議又は調整を行うこと。 議案及び請願、陳情の委員会への付託等に関し協議を行うこと。	正副議長及び委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(予算審査特別委員会及び決算審査特別委員会を除く。))の正副委員長	議長
議員総会	一般選挙後最初の議会前における議員に係る基本的事項に関し協議を行うこと。	全議員	局長

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

## 提 案 理 由

地方自治法の一部改正に伴い、委員会が提出する議案の手續を定めること及び協議等の場を設けることとするため、この規則を制定するものである。